

10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

施策展開の方向性 ⑮

教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します

【施策の必要性】

学校を取り巻く課題が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の趣旨の実現など、学校教育の更なる充実が求められており、教員の長時間労働の実態は看過できない状況となっています。このことは児童・生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

このような状況を打破するためには、業務改善やICT化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施することが必要です。教員の負担軽減を図ることは、教員の長時間労働の改善はもとより、教員の職の魅力を高めることにもつながるなど、教育の質の向上という点において大変重要です。

1 学校を支える人員体制の確保（人事部・福利厚生部）

(1) 70歳まで働くようキャンペーン

教科指導等のノウハウを有する教員OB等を一層活用し、教育の質の維持向上を図るため、定年退職後70歳まで働く意欲を醸成するキャンペーンを実施する。

(2) 教員OB等を活用したワークシェア

豊富な知識と経験を有する教員OB等を活用したワークシェアにより、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減する。

(3) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）

令和元年度は、先行的に新学習指導要領による英語の授業を行う学校のうち、22学級以上の学校70校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には英語を専門的に指導するための講師時数を措置する。

(4) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）

副校長の業務負担を軽減するため、平成29年度に小・中学校12校で実施した「学校マネジメント強化モデル事業」を、平成30年度からは、小学校60校、中学校60校の合わせて120校に拡大し、令和元年度までの2か年間で効果検証を行っている。

あわせて、都立学校においても令和元年度14校に非常勤職員を配置し、副校長の負担軽減効果の検証を行う。

ア 小・中学校における実施内容

区市町村教育委員会で人材の選考、配置を行い、以下の2パターンについて事業を実施するに当たり、都教員委員会は財政的支援を行う。

(ア) 経営支援部を設置していない学校

副校長の業務を支援する「学校経営補佐」を非常勤職員（月16日、1日7時間45分

勤務)として配置する。また、「学校経営補佐」は学校運営や地域対応に関する経験や知識をもつ人材等とし、学校運営事務、保護者等の対応及び人材育成等の経験を要する業務を主に行う。

(イ) 経営支援部を設置している学校

副校長の業務を支援する「副校長補佐」を非常勤職員(月16日、1日5時間以内勤務)として配置する。また、経営支援部の機能強化を図るとともに、より副校長の業務を直接的に支援できるようにするため、経営専任主任の授業時数を週6時軽減する。

「副校長補佐」は、行政事務経験がある人材等とし、調査・報告の事務、サービス・施設管理等の必ずしも教員の経験を必要としない業務を主に行う。

イ 都立学校における実施内容

元教育管理職や経営企画室経験者等を「副校長マネジメント支援員(一般職非常勤職員)」として任用し、支援を必要とする都立学校に配置、副校長を補佐する。

「副校長マネジメント支援員」は、副校長の指示の下、調査業務やサービス関係の事務処理など、副校長が直接行う必要のない業務に従事する。

(5) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業

配布物の印刷等、必ずしも教員でなくてもできる業務を教員の代わりに行う非常勤職員を配置する区市町村教育委員会に対して、その人件費を都教育委員会が補助するスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を平成30年度から実施している。これにより、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

補助対象経費は、スクール・サポート・スタッフの雇用に係る報酬及び社会保険料に相当する経費であり、1日6時間で週5日勤務、年間42週の勤務を基準としている。

(6) 教職員向け事業所内保育の試行的実施(再掲)

学校の働き方改革の一環として、教職員向け事業所内保育の試行的実施に向けて施設整備に着手する。

令和元年度は、地盤調査等の与条件整理及び建物リース契約の実施に向けた検討を行う。

2 在校時間の適切な把握と意識改革の推進(人事部・地域教育支援部)

(1) 在校時間の適切な把握と活用

都立学校においては、平成29年10月から登校時だけでなく下校時及び週休日等の登下校時においてもカードリーダーで打刻を行うこととし、これにより教員の在校時間を客観的に把握することが可能となった。引き続き、管理職が教員の在校時間を適切に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じ、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図る。

(2) 出退勤管理システムの導入支援

働き方を見直すためには、まずは全ての教職員の勤務時間を適切に把握した上で、教職員の意識改革を図っていくことが重要である。このため、平成30年度から区市町村教育委員会が教職員の在校時間把握等のために整備する出退勤管理システムの導入経費に対して支援を行っており、令和元年度も引き続き支援していく。

3 教員業務の見直しと業務改善の推進(地域教育支援部・指導部・総務部)

(1) 統合型校務支援システムの導入支援

10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

教員の主たる業務である成績処理、通知表・指導要録、名簿管理など校務をICT化する統合型校務支援システムを導入することにより、職員全体の業務負担の軽減が可能となる。このため、平成30年度から区市町村教育委員会が統合型校務支援システムを導入する経費に対して支援を行っており、令和元年度も引き続き支援していく。あわせて、校務支援システムの導入、活用等を含むICT教育環境整備を検討し、専門家派遣を必要とする区市町村に対して派遣を行う。

(2) 「都立学校スマートスクール構想」の実現に向けた取組（再掲）

ア 「校務系ネットワーク」と「学習系ネットワーク」との間の安全かつ効率的な情報連携システムを構築し、情報連携システム上で生成されるデータの効果的な活用を図り、教育の質の向上や校務削減を図るための実証実験に向けた計画立案を行う。

イ 「都立学校スマートスクール構想」で具現化するデータ連携を、効果的かつ効率的に行うための研究を行い、活用する際の問題点や課題を抽出し、その解決策を検討する。

ウ 採点支援システム（デジタル採点ソフト）等を導入することにより、定期考査の分析を行うなどして授業改善や生徒の学力向上に取り組むとともに、教員の業務軽減を図る。

4 部活動の負担の軽減（指導部）

(1) 部活動指導員の配置・活用（再掲）

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、学校の教育体制の整備・充実に資する。

施策展開の方向性 ⑳

多角的に学校を支援する新たな体制を構築します

【施策の必要性】

学習指導要領の改訂や社会的な要請に基づく教育課題の増加などにより、様々な対応が学校教育に求められています。これらの期待に応えていくためには、地域人材、豊かな知識や経験を有する高齢者、専門性を備えたスタッフ、教員OBなど、多様な外部・専門人材を、学校を支える人員体制として確保することが必要です。こうした人材の量的な拡大に伴い、学校ではその確保に係る負担が大きくなっていることに加え、外部・専門人材に児童・生徒に対する理解を深めてもらうことなど、学校ならではの資質・能力の向上も重要な課題となっています。

また、国際交流等を進めるためには、新たな交流先の開拓や交流手法についての調整などを、各学校が外国の機関と行うなど教員の専門外の事項への対応も必要となっており、その負担が一層増加しています。

教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図っていくためには、これまでになく方策も含めた多面的アプローチが必要です。

1 学校を支援する新財団の設立（総務部）

(1) 新財団の設立及び業務実施準備

ア 教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、学校をきめ細かくサポートする全

国初の多角的支援組織として、新たに財団法人を設立する。新財団においては、以下の三つの機能を柱として展開し、学校の実情を踏まえたきめ細かく継続的な支援を実施する。

- (ア) 学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置し、学校を支えるために必要な研修を行うなど多様な人材を確保する機能
 - (イ) 国際交流に必要な高度な交渉等の代行や、教員の懸案事項を専門家に相談できる窓口の設置など教員をサポートする機能
 - (ウ) 学校事務を効率化し、事務職員による教員の支援などを推進する事務センター機能
- 令和元年度は財団法人を設立し、法人とともに事業実施準備を行う。